

クロアチアへの入国について

2020年10月15日更新

在クロアチア日本国大使館

○2020年10月15日現在、クロアチアは、クロアチア国境の通過を禁止・制限する出入国制限措置を実施しています。この措置は、11月2日まで有効で、

- ①EU／シェンゲン域内の市民及びその家族
 - ②同地域内において合法的な滞在資格を持つ第3国の国民
- は対象外（制限なく入国可能）とされています。

さらに、上記以外の第3国（日本を含む）の国民についても、

- ・医療従事者、健康に関する研究者、高齢者ケア専門家、緊急の治療を要する者
- ・国境をまたいで勤務する労働者
- ・貨物運送業者及びその他必要とされる輸送要員
- ・外交官、執務中の警察官、市民保護当局関係者、国際機関職員、執務中の軍事要員
- ・乗換えの旅客
- ・観光、商用、その他経済的利害関係を有する者
- ・就学、その他緊急の私事情を有する者

は、例外として出入国制限措置の対象外（入国可能）とされています。

いずれの入国者も、クロアチア公衆衛生局の勧告・指導に従うことが求められます。さらに、第3国の国民の入国には、支払い済みの宿泊施設の予約票やビジネス会議の招待状等、上記の目的で入国することを証明する資料の提示が求められます。

○なお、7月10日付の[クロアチア公衆衛生局勧告・指導](#)により、上記①または②に該当しない第3国の方が、観光、商用、就学や、その他緊急の私事情によりクロアチアへ入国する場合、**入国後14日間の自主隔離義務**を負うこととなりました。ただし、この義務は、観光、商用、就学等の目的の場合、48時間以内に実施されたPCR検査における陰性結果を提出すれば、免除されます。

○また、乗換えのためにクロアチアをトランジットする旅客は、クロアチア入国から12時間以内に、本人が入国可能な近隣国へ出国する場合、自己隔離義務は免除されます。

○[クロアチア内務省のウェブサイト](#)には、入国に関する「よくある質問」が掲載されているほか、同サイトでは、個別の状況に関する質問を受け付けており、入国の可否を問い合わせることができます（英語・ドイツ語・クロアチア語）。クロアチアへの渡航を検討中の方は、是非、こちらを活用し、個別の状況下における入国の可否などを確認していただくことをお勧めします。

○クロアチア政府は、入国予定者に対し、ウェブサイト「[Enter Croatia](#)」から人定事項や滞在先等を事前登録するよう推奨しています。事前登録は義務ではありませんが、内務省によりますと、事前登録を行っておけば、入国時の手続きが簡素化できるとのことです。

●日本の外務省は、クロアチアへの渡航について、感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_188.html#ad-image-0

●8月28日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。クロアチアを含む対象国から日本へ帰国した際の検疫強化措置（空港におけるPCR検査、14日間の自主隔離措置等）は、引き続き実施されています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C069.html